

議事事務局告示第二号

広島県議事事務局の組織に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

広島県議事会議長 中 本 隆 志

広島県議事事務局の組織に関する規程の一部を改正する規程

広島県議事事務局の組織に関する規程（昭和三十二年十二月十五日制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第一条 1―4 (略)</p> <p>5  政策調査課に次の係を置く。 企画法制係</p> <p>(担当課長、課長代理、企画法制監、政務調査員、主幹、係長、主査及び主任)</p> <p>第二条 課に担当課長、課長代理、企画法制監、政務調査員、主幹及び主査を、係に係長及び主任を置き、書記のうちから広島県議事会議長（以下「議長」という。）が命ずる。</p> <p>2  担当課長は、上司の命を受け、職員を指揮監督し、担当する事務を掌理する。</p> <p>3―9 (略)</p>	<p>第一条 1―4 (略)</p> <p>(課長代理、企画法制監、政務調査員、主幹、係長、主査及び主任)</p> <p>第二条 課に課長代理、主幹及び主査を、政策調査課に別に企画法制監及び政務調査員を、係に係長及び主任を置き、書記のうちから広島県議事会議長（以下「議長」という。）が命ずる。</p> <p>2―8 (略)</p>

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。